

青森県報

第三千八百三十二号

平成二十六年
四月十八日
(金曜日)

目次

告 示

道路の区域の決定……………(道路課) ……一
 道路の区域の変更……………(同) ……一
 過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事了
 了……………(同) ……二

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……二

教育委員会

県文化財の指定……………(文化課) ……三

正 誤

平成二十五年十一月二十九日号外第八十一号選挙管理委員
 会中……………(選挙管理
 事務局) ……四

告 示

青森県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年五月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八戸環状線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
八戸市大字中居林字道合三三の三から八戸市大字田向字毘沙門八の三まで	二七・五〇メートルから九二・〇〇メートルまで	六八五・〇〇メートル	

青森県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年五月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
----------	----------	-----	-----------------------	------------	-------	-------	----

1	国 道 四五四号	三戸郡五戸町大字倉石又重字谷地中一五の一から 三戸郡五戸町大字倉石又重字上谷地一の二二まで	前 一・二・五〇メートルから 三六・九〇メートルまで	後 一・二・五〇メートルから 一六・一〇メートルまで	一・二・五〇メートル 一・二八・〇〇メートル
2	国 道 一〇一号	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一九の一から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三三九の一まで 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二三四の一から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三三九の一まで	前 六・九〇メートルから 六二・〇〇メートルまで	後 六・九〇メートルから 六二・〇〇メートルまで	四、二四七・〇〇メートル 四、二四七・〇〇メートル 三、六三六・〇〇メートル

青森県告示第百二十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二から 三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二二まで	改築（道路改良）	平成 二六・三二

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公

告示する。

平成二十六年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地（仮称）トリアルル八戸糠塚店
八戸市大字糠塚字狐森一八の外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社トリアルルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目二二の二
代表取締役 永田久男
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社トリアルルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目二二の二
代表取締役 永田久男
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年十二月三日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、一五〇平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数

- 八〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
- 五〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
- 九八平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 一四立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
二十四時間営業
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
二十四時間
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日
平成二十六年四月二日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
- 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁
- 2 期間
平成二十六年四月十八日から同年八月十八日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成二十六年八月十八日
- 2 提出先

青森県商工労働部商工政策課
3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

教育委員会

青森県教育委員会告示第四号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県天然記念物に指定する。

平成二十六年四月十八日

青森県教育委員会

一 県重宝に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県重宝	菅江真澄筆 外浜 奇勝	一冊	青森市本町二丁目八の一四	青森県

二 県天然記念物に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県天然記念物	薬師寺の石割力工	一本	黒石市大字温湯字鶴泉二二の四	宗教法人 薬師寺

正 誤

選挙管理委員会事務局

発行年月日	区	分	番	号	ページ	段	行	誤	正
平成25年2月28日	こむら一雄の会							2,215,869	2,215,869
								243,335	243,335
								1,972,534	1,972,534
								1,759,298	1,948,938
								552,500	552,500
								152	152
								1,420,000	1,420,000
								1,420,000	1,420,000
								1,420,000	1,420,000
								1,420,000	1,420,000
								34	34
								1,734,298	1,923,938

平成25年2月28日
号外第八一号

青森県選挙管理
委員会告示

第七六号

六七

全

表中

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭